

経済産業省
資源エネルギー庁 資源・燃料部
政策課 様

お世話になっております。
下記施策提案書を送付させて頂きます。
現状を御確認頂き、御議論の上、着手頂けることを心より期待しています。

〒001-0011
北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23
ノースタウンハウス222

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284
FAX：011-788-5132

経済産業省 資源エネルギー庁

資源・燃料部 政策課 様

ライフルライン確保に向けた規制制度導入について

エネルギー自由化の影響による安定供給を目的とした政策に相反する世帯への弊害の現状

① 国民への弊害とした影響の現状

改正電気事業法の成立に於ける現在にて、
多くの小売業者が参入し、世帯に於ける選択肢の増加している。

(弊害の現状として)

自由化に伴う小売企業の販売手法に於いて、料金プランやセット割引が多様化、
セット販売による「1契約者に対する2以上のエネルギー供給」とされており、

- ① 発生する料金の支払状況により、供給されている両方のエネルギー供給を停止する手段が各小売業者にて実施されている現状
- ② 別個の契約として同社と契約、供給を受けている世帯に於いて、販売及び料金請求手続き方法は、国が各々の小売企業に一任されていることによる、セット販売とは異なる契約に於いても、企業内に於ける支払状況をも含めた契約者情報の紐づけによる、一方の支払状況による他方の異なる契約の供給に大きな影響を与えている現状も存在しております、また同じ状況でも他方の契約には影響しないとする手続きでの運用を行っている小売企業も各地域に於いて在するのも事実である。

小売企業間により供給に係る前提条件として、統一性が多いに欠如している。

(解決策として)

安定供給を根幹とする新規参入による競争により各家庭に於いて料金体系を含め選択肢を広げる狙いが、「エネルギー自由化法成立の本来の趣旨」であるが故、上記①②に於いて、請求支払に係わる供給につき、国としてある一定の基準を設けて、現在政府が実施している「電気ガス等のエネルギー公共料金支払い」に於ける各世帯に向けた支援金の効果を有意義なものとすべきである。

なお、上記一定の基準の詳細については、案としては記すべき内容でないものとする。

(施策として主な影響として)

「都市ガス小売全面自由化」(2017年4月施行)

により、本来であれば 都市ガスについても電力自由化の流れに追随するはずの結果だが、

- ① 運搬が容易である LP ガスについては自由化の認知及び実施が少なからず存在する
- ② 制度施行により、本来の都市ガス小売全面自由化による目標とされていた影響が下記事由により全く意味を成して得ないものとなっているのが現状である。

* 電力については既設送電網が整備されているが、都市ガス導管網に於いては、

地域によって普及率が様々

* 託送料金の電力のそれと比較した場合の費用高

それによる新規参入への障壁

* 消費者意識

ガス全面自由化制度施行に関する不知及びその手続きについての不安

よって全頁に記述した

「国としてある一定基準を設けた 良き意味合いでの民間への規制的介入策」

を実施することにより、本来機能すべき「都市ガス全面自由化」の意義を

導管網整備に係る具体的な公共事業への積極的財政策よりも以前に、上記解決策として想定される事後的結果を狙いとして、位置付けるものでもる。

なお、集中豪雨等の異常事態に於いても、安定したライフラインを確保すべき政府の当初の目的を考慮しても、平常時には尚更の如く、といった感が否めなくもあるのである。

令和7年12月17日

〒001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23
ノースタウンハウス222

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284

FAX：011-788-5132